

「札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金」申請要項 Q & A

主な疑問点を次のとおりまとめましたが、判断に迷う場合は、
子どものくらし支援担当課（Tel 011-211-2947）にご相談ください。

< 「1 給付対象事業」について >

Q1-1 1-(1)-ア-※の子ども食堂の定義に「食事の提供を伴う」とあるが、食事は、毎回調理しなければならないのか。

A1-1 必ずしも団体自らが調理した食事の提供を条件とするものではありませんが、子どもたちの健全な食生活、食育の観点に配慮していただき、できるだけ温かい心のこもった食事の提供をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策などのため、食事に代えて、子ども食堂で弁当配布を行う場合も対象としますが、調理を要する原材料の配布のみを行う場合は対象としません。

Q1-2 1-(1)-ア-※の子ども食堂の定義に「子どもの居場所づくり活動」とあるが、食事に代えて弁当配布のみを行う場合も子どもの居場所づくり活動とみなされるのか。

A1-2 食事に代えて、子ども食堂で弁当配布を行う事業については、子どもに声かけを行う、子どもの顔を見て子どもの様子を確認するなど、子どもとの交流を行う場合に子どもの居場所づくり活動を行っているものとみなします。

このため、単に弁当を配布するだけではなく、できるかぎり積極的に子どもへの声かけ等を行ってください。

Q1-3 1-(1)-イに「主な利用者は18歳未満の地域の子ども及びその保護者であること」とあるが、どのくらいの割合だと給付対象になるのか？

A1-3 利用者の人数や割合に明確な定めはありません。目安として子ども及びその保護者の割合が半数以上と考えていますが、地域の大人の参加を妨げるものではなく、地域の方々と交流することを目的として大人も参加する場面などは、給付対象事業として認められる場合もありますので、ご相談ください。

Q1-4 1-(1)-ウの「利用者負担が無料または低廉」の低廉とは、どの程度のことか？

A1-4 地域の子どものが気軽に参加できる居場所としての子ども食堂が給付対象事業となりますので、食事の提供等に係る実費（1人あたり数百円程度）の範囲を超えない額であることが条件となります。

Q1-5 1-(1)-オに「令和4年度中に継続して事業を実施していること」とあるが、具体的にいつからいつまで継続していることを言うのか。

また、令和4年4月以降、事業を休止・中止した期間があった場合は、対象とならないのか？

A1-5 原則として、申請時点で事業を実施しており、令和5年3月31日まで継続して実施することを想定しています。

ただし、申請後、令和5年1月31日までの間に新たに事業を開始する場合や、申請前に休止・中止していた事業を、申請後、令和5年1月31日までに再開する場合も対象とします。

いずれの場合も、令和5年3月31日まで事業を継続することを条件とします。

Q1-6 1-(3)-※に「国、北海道、札幌市や民間団体から補助金等の交付を受けている場合でも支援金の給付を受けることができます」とあるが、札幌市の子ども食堂活動支援補助金や子どもの見守り強化事業補助金の交付決定を受けている場合でも給付を受けることができるのか？

A1-6 子ども食堂活動支援補助金や子どもの見守り強化事業補助金を含め、国、北海道、札幌市から補助金・助成金等の交付を受けている場合でも、支援金の給付を受けることができます。

なお、子ども食堂活動支援補助金、子どもの見守り強化事業補助金の交付決定団体については、それぞれの補助金の事業完了報告書に添付する事業収支決算書の「収入－その他」欄に今回の支援金の額を記載してください。

Q1-7 1-(2)-アの「アレルギーの有無等についても必要な配慮を行っている」とは、具体的に何をすれば良いのか？

A1-7 アレルギーの有無等への配慮については、①全員に確認し、個別に対応する（代替品を用意する、アレルギー食品を含む食品、材料を明示する等）、または②アレルギーへの対応をしていないことを周知する、の2通りが考えられます。

Q1-8 1-(2)-イの「札幌市保健所または区保健センター」への相談は必須か？

また、活動を継続している団体は、支援金申請前に改めて相談に行く必要があるのか？

A1-8 新たに開設する団体については、衛生管理に関して、札幌市保健所食の安全推進課または開催場所を所管する区保健センターに事前相談をしていただくことが条件です。

また、活動中の団体については、申請前に相談済であれば、再度相談することを条件とはしていませんが、食品の衛生管理を適切に行っていただくことは、継続的に事業を実施していただくために最も重要なことですので、衛生管理に関してご不明な点があればご相談いただき、指導・助言に応じて運営していただくようお願いいたします。

なお、営業許可の届け出の必要性等に関しても、同様に、札幌市保健所または開催場所を所管する区保健センターへご確認ください。

**Q1-9 1-(2)-ウの常駐の責任者について、取得が必要な資格はあるか？
また、責任者は、会の代表でなくてもよいか？**

A1-9 常駐の責任者の資格取得について、特に条件はありません。
また、責任者は必ずしも会の代表でなくても差し支えありません。

Q1-10 1-(3)-アの「営利を目的とした事業」について、普段は飲食店や喫茶店を営んでいるが、休業日に子ども食堂を開催する場合、支援金の申請は可能か？

A1-10 飲食店や喫茶店を営む団体や企業も申請は可能ですが、経理も含めて営業活動とは明確に切り離し、定休日や営業時間外などに実施していただくことが必要です。

<「3 支援金額と開催回数等」について>

Q2-1 3の「同一の団体が複数の子ども食堂を運営する場合で、サービス提供が一体的でない」とみなされるもの」はそれぞれの子ども食堂ごとに申請することができる」とあるが、「一体的でない」とは具体的にどのような場合か？

A2-1 別の場所で事業を実施し、サービス提供が別個に行われているものに限り
ます。

Q2-2 3の表に開催回数が「1か月から2か月に1回」で支給金額「50,000円」、開催回数が「1か月に2回以上」で支給金額「100,000円」とあるが、必ず申請時に予定していた回数を実施しなければならないか？

A2-2 災害の発生、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、計画どおりに実施できなかった場合は、事情やむを得ないものとして認めますが、事業終了後に提出していただく実績報告書【様式第6号】にその旨を記載する欄がありますので、必ず記載してください。

また、それ以外の事情により事業の継続実施ができなくなった場合や実施頻度を変更する場合については、個別に判断しますので、ご相談ください。

<「4 申請方法」について>

Q3-1 申請に当たって、「子ども食堂」の名称を必ず用いなければならないか？

A3-1 支援対象事業の要件を満たせば、「子ども食堂」の名称を必ずしも用いる必要はなく、「地域食堂」や「子どもカフェ」など、別の名称を用いる場合でも認められます。

Q3-2 事業を開始することは決定しているが、詳細がまだ定まっていない場合でも申請は可能か？

A3-2 主な事業内容が定まっている場合には、開始日や時間など事業内容の詳細が定まっていない場合でも申請することが可能です。団体を立ち上げていないなど、給付対象に満たないと判断される場合は申請できません(申請書に、振込先口座の記載が必要です【原則として、法人の場合は法人名義の口座、その他の団体の場合は「団体名・役職・団体代表者」名義の口座】)。

Q3-3 申請書や実績報告書等に記載する内容を誤った場合の修正は、訂正印が必要か？

また、シャープペンシルや消せるボールペンでの記載による提出は認められるか？

A3-3 申請書や実績報告書等の記載は、黒のボールペン等を使用し、修正に当たっては、修正液等を用いず、代表者印で訂正印を押してください。

Q3-4 申請書等の提出書類に押印はしなくてよいのか？

A3-4 押印は不要です。

Q3-5 新型コロナウイルス感染症の影響により、現在活動休止中であるが、申請は可能か？

A3-5 Q1-5にもあるとおり、現在、活動休止中の場合でも、申請時に提出する事業概要書の「事業実施期間」欄に令和5年1月31日までの再開予定日を最初の開催日として記載した上で申請することが可能です。

<その他>

Q4-1 事業内容の軽微な変更であっても、全て、事業変更届(様式第5号)の提出が必要となるのか？

A4-1 事業内容の軽微な変更であれば事業変更届（様式第5号）の提出は不要と考えておりますが、何が軽微な変更に当たるかは個別に判断いたしますので、子どものくらし支援担当課へご相談ください。

なお、提出が必要となる例は以下を想定しております。

<変更届が必要となる例>

- 事業の名称（子ども食堂の名称）の変更
- 事業の継続実施ができなくなった場合
- 団体名、所在地、代表者住所、代表者の職・氏名、電話番号の変更

Q4-2 申請期間を令和5年1月31日（火）までとしているのはなぜか？

A4-2 この支援金は、子ども食堂の継続的な活動を支援するものであることから、遅くとも令和5年1月31日までに取組を開始し、3か月間程度以上、事業を継続していただきたいため、申請期間を令和5年1月31日までとしております。